

東峰村社協だより

第93号
令和3年11月15日号
東峰村社会福祉協議会
事務局（喜楽来館内）
☎ 0946-74-2012

寄付金

令和3年9月13日より令和3年11月12日までの間に、次の方々よりご寄付をいただきました。深く感謝申し上げます。

◎香典返し寄付

- ・小石原北区 原上 泉 正則 様（故 澄子 様）
- ・上福井地区 屋敷 伊藤 務 様（故 二三 様）
- ・上福井地区 葛生 和田 英雄 様（故 美利 様）
- ・中原地区 馬場 井上ミキカ 様（故 辰春 様）



故人となられました方々のご冥福をお祈りいたします。

◎一般寄付

株式会社 ホルテ

この寄付金は、村内の社会福祉事業のため大切に活用させていただきます。

「成年後見制度セミナーinふくおか」開催

- 日時 令和4年3月6日（日）
午後1時～午後4時まで
- 会場 クローバープラザ1階
- 内容 制度説明「成年後見制度ってなに」
活動報告「どんな方が支えている？」
パネルディスカッション「明るい未来のために」地域共生社会と成年後見制度の活用

お問い合わせ先 福岡県社会福祉協議会
権利擁護センター
電話 092-584-7411

ミニシルバー人材センター会員募集

あなたの豊富な経験や知識、
技能をいかしませんか？

東峰村ミニシルバー人材センターでは、村内に居住する健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方を対象に会員を募集します。豊富な経験や知識をいかし、生きがいづくりや仲間づくり、地域社会の活性化に貢献してみませんか。

◆会員になるには
東峰村にお住まいで、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方。（入会時に年会費千円が必要です）

◆仕事の内容について
地域の家庭や、企業、公共団体などから依頼された仕事をセンターが請負、会員の方へ依頼します。

会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。主に、草刈り作業や庭周りの除草作業を行います。

◆お問い合わせ

東峰村ミニシルバー人材センター
（事務局：東峰村社会福祉協議会）
電話 74-2012



老人クラブ連合会ゴルフ大会

令和3年11月5日（金）に村民グラウンドで、老人クラブ連合会のグラウンドゴルフ大会を開催しました。昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大防止から、緊急事態宣言など発出もあり、老人クラブ連合会の事業についても延期や中止と、思うような活動ができない状況が継続していました。当日は天候にも恵まれ会員89名の方々の参加がありました。コロナ禍でもありマスク着用での大会となりましたが、プレーもさることながら、久しぶりに会われる方々もいて会話も弾まれていました。

9月30日に福岡県の緊急事態宣言も解除となり、感染者数も減少してきたことから、連合会や各単位クラブの事業も徐々に再開しています。

全国的に会員数は減少傾向にあり、村内の単位クラブも現在7クラブとなっていますが、老人クラブは地域の高齢者の身近な通いの場でもありますので、会員の方々のご協力をよろしくお願い申し上げます。



「心配ごと相談所」の開設について

住民の方々が抱える困りごとや日常生活上の様々な悩みごとについての相談、また身近な暮らしの中で国の行政機関に関する苦情の相談などその他心配ごとのある方は、遠慮なくご相談ください。

相談に應じられる方々は、民生委員児童委員・人権擁護委員・行政相談員の方々です。また、司法書士の方にも相談に応じていただけます。相談は無料で秘密は固く守られます。詳しい開催内容につきましては、東峰テレビでお知らせいたします。

相談日	場所	相談時間
12月8日	いずみ館	10時～正午
3月9日	喜楽来館	10時～正午

「介護のお仕事復帰セミナー」

が開催されます。

- 日時 令和3年12月10日（金）
午前11時～午後4時まで
※正午から午後1時は昼食休憩
- 会場 クローバープラザ
- 内容 春日市原町3-1-7（JR春日駅前）
介護技術の復習（講義・実技）
- 対象 介護福祉士が介護関係研修課程修了者で、介護分野に就業していない方（定員20名先着順）
- 参加費 無料
- 問い合わせ 福岡県社会福祉協議会
施設・人材・研修部 福祉人材センター
TEL 092(584)3310



この広報誌は共同募金の配分金を受けて発行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による

一時的な生活資金の緊急貸付について

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち左記の資金について特例貸付を実施しています。（貸付には審査があります）

- ◎緊急小口資金（主に休業された方向け）
■対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。
■貸付上限額：20万円以内 ■据置期間：1年以内 ■償還期限：2年以内 ■貸付利子・保証人：無利子・不要

- ◎総合支援資金（主に失業された方等向け）
■対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
■貸付上限額：月20万円以内（2人以上世帯）
・月15万円以内（単身世帯） ■貸付期間：原則3ヶ月以内 ■据置期間：1年以内 ■償還期限：10年以内 ■貸付利子・保証人：無利子・不要

※今回の特例措置では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

具体的な内容のお問合せや、貸付のご相談の窓口は東峰村社会福祉協議会となっておりますので、まずはお電話（74-2012）をお願いします。

終活セミナーの開催

10月から終活セミナーを各テーマで6回開催しています。

終活とは、残される人たちに迷惑をかけることなく、自分らしく理想的な人生のエンディングを迎える準備を行うことです。

今年度につきましては、昨年開催した終活セミナー終了時のアンケート結果から、特に希望の多かったテーマに沿って開催しています。

第1回目は10月8日(金)にいずみ館で、「知っておきたい介護保険制度の基本」介護保険制度ってなに?どんなときに、どうやって使えばいいの?と言ったテーマで、朝倉医師会介護支援センター長の福田輝和さんにお話ししていただきました。

平成12年4月に施行された介護保険制度ですが、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みで、地域で安心して暮らしていることを目指し、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

介護保険サービスを利用できる人は、①65歳以上(第1号被保険者)で介護や支援が必要であると認定を受けた方。②40歳〜64歳(第2号被保険者)で介護保険の対象となる病気が原因で介護や支援が必要であると認定を受けた方になります。

介護サービスを利用するまでの流れとしては、
①要介護(要支援)認定の申請をします。役場の介護保険担当窓口、または広域連合朝倉支部の窓口で申請ができます。



②認定調査(訪問調査)と審査・判定が行われます。訪問調査は調査員が自宅などを訪問し、全国共通の調査票をもとに本人や家族から聞き取り調査を行います。主治医の意見書や広域連合の依頼により、主治医が心身の状態について意見書を作成します。1次判定(コンピュータ判定)訪問調査の結果を全国統一基準でコンピュータ分析し要介護状態区分を判定します。2次判定(介護認定審査会)1次判定の結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会が総合的に審査判定します。

③認定結果が通知されます。認定結果の通知は原則として申請後30日以内に送られてきます。認定結果の区分は要支援1・要支援2の方、要介護1〜要介護5の方、非該当の方となります。

認定後のサービス利用の流れとしては、ケアプラン(居宅サービス計画書)の作成が必要となりますので、要支援1及び要支援2の方は地域包括支援センターへ、また要介護1〜要介護5の方は居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)へお問合せ下さい。

第2回目は10月19日(火)にいずみ館で、「老後も安心できる終のすみかとは」自宅以外での生活って?入居施設にはどんな種類がある?どのくらい費用がかかるものなの?と言ったテーマで、第1回目と同じく朝倉医師会介護支援センター長の福田輝和さんにお話ししていただきました。

最初に在宅介護と施設介護のメリットとデメリットについて話していただきました。
在宅介護のメリットとしては、住み慣れた自宅で生活できる。費用が安く済む場合が多い。生活の自由度が高い。

在宅介護のデメリット

としては、家族への負担が大きい。介護を毎日続けなければならぬ。認知症の徘徊などで家族だけでは難しい事もある。

施設介護のメリットとしては、常に専門家がいて、プロに託せるので家族も安心できる。緊急時に対応してもらえる。

施設介護のデメリットとしては、費用面での負担が大きい。遠方の施設の場合、家族の関係性が薄くなる。などです。

施設の種類としては、公的施設と民間施設と大きく2つに分けられます。公的施設とは、国や地方公共団体、社会福祉法人などが運営している介護施設で、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設やケアハウスなどがあります。民間施設とは、株式会社などの民間企業が運営している施設で、介護付き有料老人ホームや住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどがあります。

要介護者が10人いれば介護方法の選択も10通りありますので、在宅介護と施設介護のどちらが良いかは一概に結論付けることはできません。また、選択肢も多岐にわたりますので、どのような介護が適しているか1人で考えていても、最良の答えを見出すことは難しいと思われるので、まずはケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーは介護の知識が豊富にありますので「どのサービスが合っているか」のアドバイスや「介護施設やサービスの紹介」などなんでも相談できる心強い存在です。



東峰村身体障害者福祉協会

ゴルフ大会

10月22日(金)に村民グラウンドで、身体障害者福祉協会のグラウンドゴルフ大会を開催しました。昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から中止していましたので、2年ぶりの開催となりました。

久しぶりにスティックを握ることもあって、思い通りにボールが転がらず打数が増えている方もいましたが、楽しくプレイすることができました。今後とも会員の方々の参加よろしく願います。



敬老の日を祝い記念品の贈呈

9月15日から21日までの1週間、老人の日・老人週間にあわせ、各地で高齢者の長寿を祝福する記念行事が行われています。

社会福祉協議会では村との共催で、70歳になられた方、77歳、88歳、100歳以上の方々へ、長寿を祝福し記念品の贈呈を行いました。いつまでもお元気で、お過ごし下さい。



村内社会福祉法人情報交換会

社会福祉法の改正により社会福祉法人に「地域における公益的な取組」が義務化されました。また、公益的な取組を行なうためには、地域の多様な社会資源と連携しながら取り組むことが重要でもありますので、10月25日(月)に村内の社会福祉法人事業所(特別養護老人ホーム清和園・特別養護老人ホーム宝珠の郷・社会福祉協議会)で集まり、情報交換会を営みました。今後、協議を重ねる必要がサービスに取ります。



第3回目は11月2日(火)にいずみ館で、

「いざとなったら使える社会資源」認知症や要介護状態になっても困らない、東峰村の福祉の仕組みとは?と言ったテーマで、東峰村地域包括支援センター保健師の井上美由紀さん、東峰村社会福祉協議会職員の中島からお話ししていただきました。

地域包括支援センターとは、地域の高齢者の方の心身の健康維持、保健、医療、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に提供し、介護予防をはじめ、高齢者の生活を総合的に支えていくための専門機関です。東峰村では小石原庁舎の保健福祉課内に設置されています。主な業務としては、総合的な相談支援、高齢者や家族等から各種相談を幅広く受け付け、支援を行ないます。介護予防ケアマネジメント(介護予防サービスやその他の必要な福祉サービス)を適切に受けられるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。権利擁護や虐待防止、日常生活で、サービスの利用や金銭管理に不安がある方に対して、必要な相談支援を行ないます。

また東峰村の社会資源の説明では、事例を紹介しながらその時々で利用できる制度やサービス(高齢者外出支援タクシー利用助成事業・緊急通報システム・配食サービス・日常生活自立支援事業など)についてや、村内で利用できる介護保険サービスなどについて、お話ししていただきました。



健康運動教室の開催

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から中止にしていた健康運動教室を、今年度は10月から単位クラブごとに開催しています。10月28日(木)に鶴窓会で、11月11日(木)に福寿会で開催しました。今年度は、原鶴温泉病院の理学療法士の方に「体力の低下」についてお話をいただいたあとに、着座体前屈や棒反射閉眼足踏みやボトル巻き上げなど、体幹の柔軟性や敏捷性、平衡感覚や上半身の筋力を測定する、6種類のレク式体力測定を実施しています。



